

住宅借入金等特別控除の 確定申告について

平成22年中に住宅を新築・購入・増改築等をして、金融機関や勤務先から借り入れた住宅ローンの返済期間が10年以上である等、一定の要件にあてはまれば「住宅借入金等特別控除」を受けることができ、所得税が軽減されます。この特別控除を受けるには、新築等をし、居住を開始した翌年に所得税の確定申告をする必要があります。

※控除を受けられるかについては、P13にチェック表がありますので、ご確認ください。

●確定申告の場所・期間

○マロニエプラザ申告相談会場

▼期間 2月4日(金)～3月15日

(火)の平日、及び2月20日・27日の日曜日

▼時間 午前9時～午後4時

○上三川町役場(3階申告会場)

▼期間 2月16日(水)～3月15日

(火)の平日、及び2月27日・3月6日の日曜日

▼時間 午前8時45分～午前11時
午後1時～午後4時

償却資産の申告は1月31日(月)まで

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産(事業用)の所有者に対しても課税されます。

平成23年1月1日現在、町内に償却資産を所有している方は、1月31日(月)までに申告してください。

▼申告の対象となる資産＝

平成23年1月1日現在、町内に存在する事業用資産(土地・家屋を除く)のうち、減価償却費が損金や必要経費に算入される資産で次のようなもの。

- 構築物(門、塀、看板、駐車場の舗装路面等)
- 機械、装置及びこれに付帯する設備
- 船舶(ボート、釣船等)
- 車両(フォークリフト等、ただし自動車税、軽自動車税対象車両は除く)
- 工具、器具、備品(机、椅子、パソコン、陳列ケース等)

※申告用紙は税務課にあります。なお、平成22年に申告のあった方には12月中に申告書を送付していますが、届いていない場合にはご連絡ください。



家屋を取り壊したら

固定資産税は毎年1月1日現在、土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます。

町では、家屋の新増築・取り壊しの調査に努めていますが、特に取り壊しの場合、把握できないことがありますので、家屋を取り壊した方又は取り壊す予定のある方は、税務課までご連絡くださいますようお願いいたします。



▼問い合わせ先＝税務課 資産税係 ☎(56)9123

●申告に必要な書類等

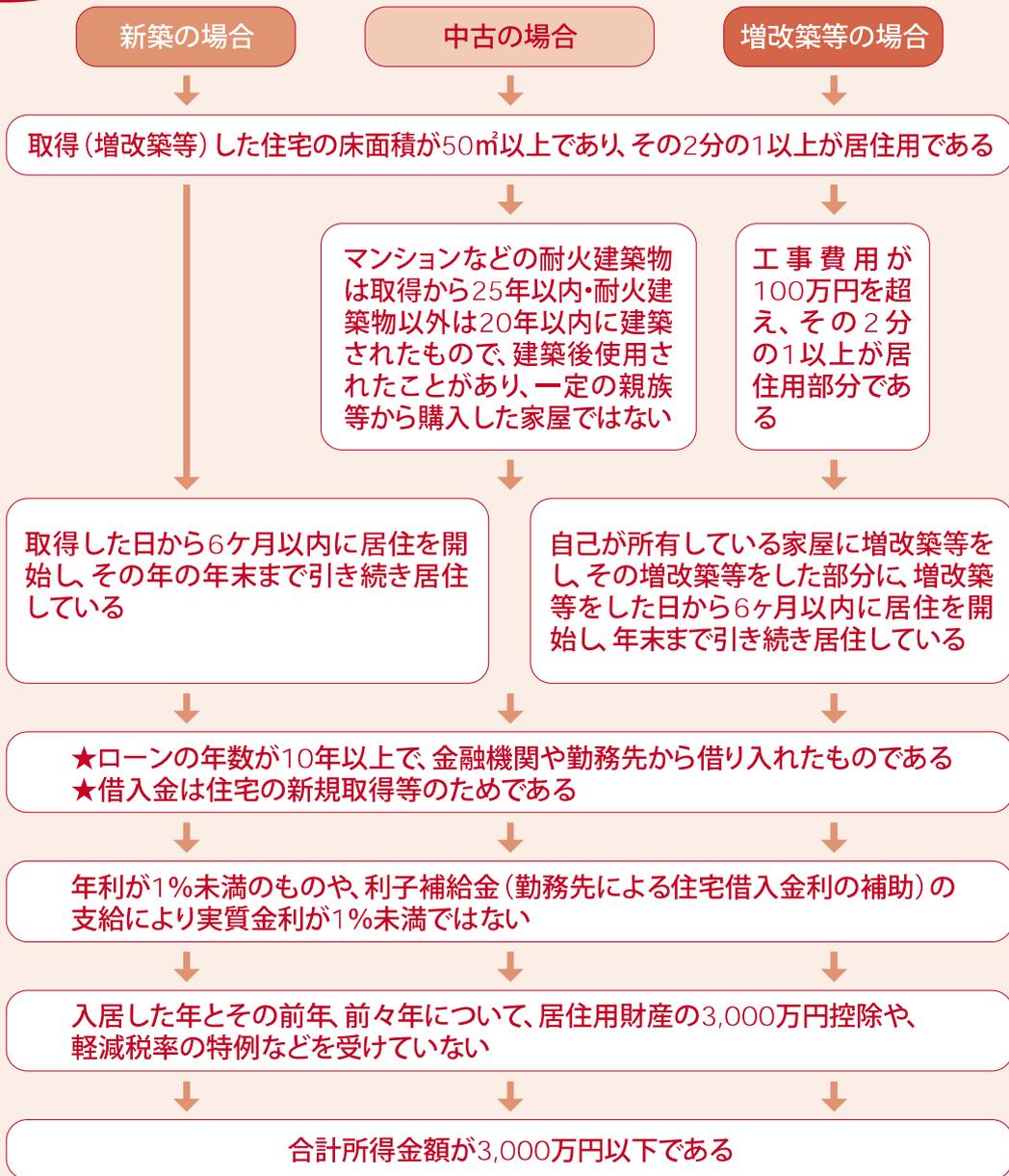
- ① 平成22年分の給与の源泉徴収票(原本)
- ② 住民票の写し(平成23年1月1日以降に発行したもの)
- ③ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(2か所以上から借入れがある場合はすべての証明書)
- ④ 工事請負契約書又は売買契約書の写し(契約年月日・契約金額・契約者名・物件記載のページと収入印紙が添付しているページが必要です)
- ⑤ 宇都宮法務局交付の最新の家屋の「登記事項証明書」(平成23年1月1日以降に取得したもの)
- ※ 権利証(登記済証)は登記事項証明書ではありません。
- 住宅敷地等の取得にかかる借入金がある場合
- ⑥ 土地の売買契約書の写し・宇都宮法務局交付の土地の「登記事項証明書」増改築等などの場合
- ⑦ 建築確認済証の写し、検査済証の写し、又は建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書
- ⑧ 印かん
- ⑨ 申告者名義の預金通帳口座番号
- ※①～⑤、⑧、⑨は皆さんが必要です。
- ⑥、⑦は該当する場合に必要です。

▼問い合わせ先!!
 税務課 住民税係 ☎(56)9122

チェック表



～住宅借入金等特別控除を受けられるか～



※上記すべてにあてはまれば、住宅借入金等特別控除を受けられます。